

おたる

6月発行の「くらしのニュースおたるNo.80」において、説明不足により、一部に誤解を招くおそれのある表現がありましたので、あらためて臨時号として発行いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した消費トラブルに注意！

新型コロナウイルス感染症に関連した相談が、全国の消費生活センター等に寄せられていますので、2020年1月～4月に受け付けた相談に対してのアドバイスを紹介します。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合、また「怪しいな？」と思ったら、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。最寄りの市区町村や、都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。消費者ホットライン：「188（いやや!）」

(参考:国民生活センターホームページ)

インターネット通販に関する相談事例

マスクや消毒用アルコールなどの購入において、「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文しようとサイトに個人情報を入力したが、連絡がない」等のトラブルがありました。

消費者へのアドバイス

「サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振込みのみ」等の場合は、特に注意が必要です。

少しでも怪しい、おかしいと思ったら、利用するのを止め、個人情報やクレジットカード番号等を入力しないようにしましょう。

なりすまし詐欺に関する相談事例

新型コロナウイルスに便乗し、行政機関や実在する企業になりすまして、メールやSMS、サイト、電話などで消費者の個人情報を詐取しようとする手口のトラブルがありました。

消費者へのアドバイス

暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーは「絶対に教えない！渡さない！」ようにしましょう。

キャンセルや退会などに関する相談事例

旅行や航空券、ホテル、結婚式場、スポーツジムなどでの解約や解約料などに関する相談が寄せられました。

消費者へのアドバイス

利用規約等で「どういう場合に解約できるのか」「解約料がいつから、どのくらいかかるのか」をしっかりと確認しましょう。

送り付け商法に関する相談事例

「荷物が届いたので、開封してみるとマスクが入っていたが、頼んだ覚えはない」などの相談が多く寄せられました。

消費者へのアドバイス

注文した覚えのない商品が届いたら、受け取りや支払いをしないようにしましょう。

請求書が入っていない場合でも、後日クレジットカードの請求がある可能性がありますので、毎月の明細書をチェックしましょう。

普段からの備えとして、通信販売等を利用した場合は必ず家族に伝え、「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」等、ルールを決めておきましょう。

新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金を装った詐欺に注意！

新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金に関連した相談が多数寄せられています。

手続きに関して、行政や公的機関、金融機関の職員が訪問し、通帳やキャッシュカードを預かることはありません。また、受給に当たり、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることもありません。今後、新たな手口が現れる可能性があります。根拠のないうわさなどに惑わされず、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

国民生活センターでは、「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設していますので、「怪しいな！」と思ったらご相談ください。

相談特設番号：フリーダイヤル0120-213-188（受付時間 10時～16時 土、日、祝日も開設）